

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 齊 藤 順 二

大型連休に伴う児童生徒の不登校の未然防止・自殺予防等について(通知)

児童生徒の不登校の未然防止や自殺予防等については、これまでも各学校等において積極的な取組を進めていただいているところです。

しかしながら、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、不登校児童生徒数は、年々増加傾向が見られ、自殺については、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあります。

文部科学省が実施した「不登校に関する実態調査」や、内閣府が作成した「自殺対策白書」によると、ゴールデンウィーク等の連休や長期休業明けに不登校となる児童生徒や自殺者が増える傾向があり、今年度のゴールデンウィークは休業日が長く続くことから、特に注意を払う必要があります。

つきましては、児童虐待への対応を含め、各学校において、家庭や地域住民、関係機関等と連携して、次のような取組を行うよう特段の配慮をお願いします。

記

1 連休前の取組

(1) 学校における早期発見に向けた取組

- ・教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること
 - * 学校が把握した悩みを抱える児童生徒については、連休中であっても、部活動等の機会を捉え、又は保護者と連携するなどして、継続的に様子を確認するよう努めること
 - * 虐待の事実や兆候を把握した場合には、速やかに市町村又は児童相談所等へ通告すること
- ・「子ども相談支援センター」をはじめとする相談窓口の周知を徹底すること

(2) 家庭における見守りの促進

- ・保護者に対して、連休中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと

2 連休後の取組

(1) 学校内外における集中的な見守り活動

- ・保護者や地域住民、関係機関と連携の上、児童生徒の見守り活動を強化すること
- ・特に、自殺を企図する可能性の高い場所については、この時期に見守り活動を行うことは有効であること

(2) 欠席児童生徒の安全確認

- ・連休明けに、保護者等から欠席する理由について説明がなく欠席が続く場合(不登校で定期的に本人と面会している場合や入院中で医療機関等からの情報により把握している場合を除く。)には、速やかに家庭訪問等を行い、当該児童生徒の状況の把握に努めること
 - * 児童生徒が抱える悩みを把握した場合には、必要に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、関係機関等と連携して組織的に対応すること
 - * 面会ができない場合には、必要に応じて、市町村又は児童相談所等と情報共有し、適切に対処すること

(生徒指導・学校安全グループ)